ルたる「大衆会館」を我等の手に依って建設し、党恒久性の基礎を築かんとするものである。

なほ我等は、この会館建設事業に依って、今日我国全無産党の持つ性みである。「選挙基金」制確立の基本的調査及び其の試を試みんとするものである。会館建設に依る基金の募集は其の成績の如何が直ちに我党勢力の大小を公示するものであると同時に、その成功は、今後党の重大なる仕事となるであらう「選挙基金」制確立予備行動ともなる。

実行方法

應募総額金貳拾萬圓

第一期第二期に分ち、昭和四年度六月末日迄を第一期として、此間全党員の寄附を募集する。

第二期は党支持の一般大衆に恰く募集の手を廣める。

その組織としては、党本部に「会館建設委員会」を設置し、委員は各联合より二名、及び本部常任中より四名、一般より十名によって構成、

党員は第一期に於いて全国支部を通り党員一名五十銭の割にて募集、同時に、[illegible]

[illegible]

党規改正の件

第二十二号案

主文

中央執行委員会提出 河野[illegible]長説明

昭和四年度大会は党規を左の如く改正す

党規改正要綱

一、統制委員制を廃止すること、

二、審議次長制を廃止すること、

三、中央委員と中央執行委員の二重制度を存置すること、但し中央評議員制は廃止すること、

四、評議員制を確立し常任中央執行委員の部長補任に対し例外を設くること、

五、党務員制の確立を党規約中に明記すること、党務員は三十五才以下の党員よ